

なるほど！

成年後見

関心のある方ならどなたでも！！

参加費 **無料** / 定員 各 **50** 名

参加対象：島田市、焼津市、藤枝市、川根本町の住民

1回目

6/27(金)

会場：島田市役所
大会議室
(島田市中央町1-1)

13:30 - 15:30

2回目

6/28(土)

会場：焼津市総合福祉会館
多目的ホール
(焼津市大覚寺3-2-2)

※いずれか一方に御参加ください。
(市民後見人として活動されたい方は、参加が必須となります。)

入門講座

内容

- ★第1部 (13:30~14:30)
 - ・ 成年後見制度ってなあに？
- ★第2部 (14:30~15:30)
 - ・ 市民後見人の活動紹介
 - ・ 市民後見人養成講座のご案内 (事前説明会)

申込方法

6/6(金)までに次のいずれかの方法でお申し込みください。

- ①電話…下記の申込み・問合せ先に電話連絡
- ②インターネット…次のURL又はQRコードから必要事項入力
<https://forms.gle/BX8cDu2RMn3MGbKA7>

※申込受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。



「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害等により判断することが苦手な人が安心して自分らしく生活していくために、その人の権利や財産を法律的に支援する制度です。

近年、「成年後見制度」の需要がますます高まっています。

まずは制度を知るところから始めてみませんか？

※例年行っている「市民後見人養成講座」の事前説明会を同時開催します。

同じ住民の立場で寄り添い、きめの細かい支援を行うことができるのが市民後見人です。

詳細は裏面をご覧ください。

申込み・問合せ

社会福祉法人島田市社会福祉協議会

〒427-0056 島田市大津通2番の1



0547-35-6244



0547-34-3261



fukushi-machizukuri@shimada-shakyo.jp

受付時間：8:30~17:00 (土日祝日は除く)



市民後見人になるには…

● 3市1町市民後見人養成講座の受講が必要です



入門講座 表面をご覧ください。

基礎講座 ※①③は13:00～17:00 島田市民総合施設プラザおおるり

- ① 令和7年7月26日(土)
- ② 7月28日(月)～8月22日(金) 録画配信研修(10.5時間)
- ③ 8月23日(土)

意向確認等

NEW

「後見人になるのは気が重いけど、何か活動をしたい！」という方へ

実務講座 ※①④は13:00～17:00
島田市民総合施設プラザ
おおるり

権利擁護サポーターとして活動

- ① 令和7年9月13日(土)
- ② 9月16日(月)～10月24日(金) 録画配信研修(14時間)
- ③ 9月22日(月)～10月17日(金) 施設体験実習(2日間)
- ④ 10月25日(土)

終了時審査

実務経験

一定期間、実務経験を積んでいただきます。
その後、審査を行い、市民後見人として登録されます。

※市民後見人として後見業務を行う場合には、年齢などの要件があります。



権利擁護サポーターって？

基礎講座まで受講された人が、学んだ知識を活かして、地域において権利擁護支援を必要とする人への様々なサポートをする仕組みです。

例えば、社協が行う相談支援事業の支援員として活動したり、成年後見制度の広報啓発の取り組みに参加するなどの活動が挙げられます。

市民だからこそできる新たな社会貢献活動です！



詳細は入門講座で配布します「市民後見人養成講座募集要項」をご覧ください。

主催・共催

島田市・焼津市・藤枝市・川根本町

島田市社会福祉協議会・焼津市社会福祉協議会

藤枝市社会福祉協議会・川根本町社会福祉協議会